

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定状況

令和7年4月1日現在

大分類	小分類	地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	宅地造成等工事 規制区域 指定面積 (ha)	特定盛土等 規制区域 指定面積 (ha)	合計指定面積 (ha)	区域指定市町村等 (管内一円の場合は「全域」)
北海道	(A)	北海道	北海道告示第181号	令和7年4月1日	247,135	396,699	643,834	北広島市,小樽市,富良野市, 北見市,網走市,江差町,室蘭市, 登別市,苫小牧市,白老町, 安平町,厚真町,洞爺湖町,釧路市
	(B)	札幌市	札幌市告示第1237号	令和7年4月1日	62,451	49,675	112,126	札幌市全域を指定
	(C)	函館市	函館市告示第148号	令和7年4月1日	24,508	43,279	67,787	全域
	(C)	旭川市	市告示第206号	令和7年4月1日	31,262	43,504	74,766	
小計					365,356	533,157	898,513	
山形	(C)	山形市	山形市告示第50号	令和7年4月1日	27,247	10,911	38,158	管内一円
	小計				27,247	10,911	38,158	
福島	(A)	福島県	福島県告示第225号	令和6年3月26日	182	128	310	西郷村、矢祭町の全域
			福島県告示第392号	令和6年6月28日	280	25	305	白河市の全域
			福島県告示第529号	令和6年9月24日	5,320	5,090	10,411	全域（西郷村、矢祭町、白河市を除く）
	(C)	福島市	福島市告示第290号	令和6年9月1日	40,640	36,130	76,770	全域
茨城	(C)	郡山市	郡山市告示第263号	令和6年9月1日	50,560	25,160	75,720	全域
	(C)	いわき市	いわき市告示第154号	令和6年9月1日	799,400	432,300	1,231,700	全域
	小計				896,382	498,834	1,395,216	
栃木	(A)	茨城県	茨城県告示第399号	令和7年4月1日	447,476	140,539	588,014	全域（水戸市を除く）
	小計				447,476	140,539	588,014	
群馬	(A)	栃木県	栃木県告示第97号	令和7年4月1日	418,067	181,057	599,124	宇都宮市を除く県内全域
	(C)	宇都宮市	宇都宮市告示第325号	令和6年10月1日	41,685	0	41,685	全域, 令和6年10月2日から適用
	小計				459,752	181,057	640,809	
東京	(C)	高崎市	令和7年高崎市告示第70号	令和7年4月1日	37,177	8,832	46,009	全域
	小計				37,177	8,832	46,009	
	小計				181,086	29,244	210,330	
神奈川	(A)	神奈川県	神奈川県告示第212号	令和7年4月1日	116,142	24,411	140,553	全域
	(B)	横浜市	横浜市告示第113号	令和7年4月1日	437	0	437	全域
	(B)	川崎市	川崎市告示第176号	令和7年4月1日	14,435	0	14,435	全域
	(B)	相模原市	相模原市告示第189号	令和7年4月1日	26,081	6,810	32,891	全域
	(C)	横須賀市	横須賀市公示第43号	令和7年4月1日	10,082	0	10,082	全域
小計					167,177	31,221	198,398	
石川	(A)	石川県	石川県第436号	令和7年1月1日	1,558	2,159	3,717	金沢市を除く全域
	(C)	金沢市	金沢市告示第58号	令和7年4月1日	257,850	210,960	468,810	
	小計				259,408	213,119	472,527	
山梨	(A)	山梨県	山梨県公告第92号	令和7年4月1日	162,530	263,282	425,812	全域（甲府市を除く）
	(C)	甲府市	甲府市告示第166号	令和7年4月1日	11,254	9,993	21,247	全域
	小計				173,784	273,275	447,059	
岐阜	(A)	岐阜県	岐阜県告示第515号	令和7年4月1日	306,930	755,202	1,062,132	全域
	(C)	岐阜市	岐阜市告示第649号	令和7年4月1日	20,360	0	20,360	全域
	小計				327,290	755,202	1,082,492	
愛知	(C)	豊橋市	豊橋市告示第389号	令和7年1月1日	26,191	0	26,191	全域
	(C)	岡崎市	岡崎市告示第137号	令和7年4月1日	27,626	11,094	38,720	全域
	(C)	豊田市	豊田市告示第440号	令和6年10月1日	47,069	44,763	91,832	全域
小計					100,886	55,857	156,743	
滋賀	(A)	滋賀県	滋賀県告示第145号	令和7年4月1日	188,000	109,000	297,000	全域
	(C)	大津市	大津市告示第102号	令和7年4月1日	34,990	2,469	37,459	全域
	小計				222,990	111,469	334,459	
京都	(B)	京都市	京都市告示第193号	令和6年6月6日	53,620	29,170	82,790	全域
	小計				53,620	29,170	82,790	
大阪	(A)	大阪府	大阪府告示第556号	令和6年4月1日	115,697	211	115,908	全域
	(B)	大阪市	大阪市告示第457号	令和7年4月1日	22,533	0	22,533	全域
	(B)	堺市	堺市告示第271号	令和6年7月1日	14,982	0	14,982	全域
	(C)	豊中市	-	令和6年4月1日	3,660	0	3,660	全域
	(C)	吹田市	吹田市告示第121号	令和6年7月1日	3,609	0	3,609	全域
	(C)	高槻市	高槻市告示第122号	令和6年4月1日	10,529	0	10,529	全域
	(C)	枚方市	枚方市告示第178号	令和6年4月1日	6,512	0	6,512	全域
	(C)	八尾市	八尾市告示第143号	令和6年4月1日	4,172	0	4,172	全域
	(C)	寝屋川市	寝屋川市告示第119号	令和6年4月1日	2,470	0	2,470	全域
	(C)	東大阪市	-	令和6年4月1日	6,178	0	6,178	全域
小計					190,342	211	190,553	

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定状況

令和7年4月1日現在

大分類	小分類	地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	宅地造成等工事 規制区域 指定面積 (ha)	特定盛土等 規制区域 指定面積 (ha)	合計指定面積 (ha)	区域指定市町村等 (管内一円の場合は「全域」)
兵庫	(A)	兵庫県	兵庫県告示第1140号	令和7年4月1日	325,254	385,547	710,801	全域
	(B)	神戸市	神戸市告示第660号	令和6年4月1日	55,702	0	55,702	全域
	(C)	姫路市	姫路市告示第186号	令和7年4月1日	33,792	19,643	53,435	全域
	(C)	尼崎市	尼崎市告示第42号	令和7年4月1日	5,070	0	5,070	全域
小計					419,818	405,190	825,008	
奈良	(C)	奈良市	奈良市告示第156号	令和7年4月1日	27,694	0	27,694	全域
	小計				27,694	0	27,694	
和歌山	(C)	和歌山市	和歌山市告示第128号	令和7年4月1日	18,460	2,425	20,885	全域
	小計				18,460	2,425	20,885	
鳥取	(A)	鳥取県	鳥取県告示第608号	令和6年1月1日	3,195	270,975	274,170	全域 (鳥取市を除く)
	(C)	鳥取市	鳥取市告示第648号	令和6年1月1日	2,211	74,320	76,531	全域
	小計				5,406	345,295	350,701	
岡山	(A)	岡山県	岡山県告示第167号	令和7年4月1日	169,883	426,256	596,139	全域 (岡山市、倉敷市を除く)
	(B)	岡山市	岡山市告示第273号	令和7年4月1日	49,764	29,231	78,995	全域
	(C)	倉敷市	倉敷市告示第151号	令和7年4月1日	35,607	0	35,607	全域
	小計				255,254	455,487	710,741	
広島	(A)	広島県	広島県告示第1126号	令和5年9月26日	207,974	472,610	680,584	全域 (広島市、福山市、呉市を除く)
	(B)	広島市	広島市告示第581号	令和7年4月1日	79,333	11,107	90,440	全域
	(C)	呉市	呉市告示第69号	令和6年4月1日	28,788	6,275	35,063	全域
	(C)	福山市	福山市告示第240号	令和6年4月1日	43,804	7,972	51,776	全域
小計					359,899	497,964	857,863	
山口	(A)	山口県	山口県告示第227号 山口県告示第228号	令和6年7月30日	191,134	348,439	539,573	全域 (下関市を除く)
	(C)	下関市	下関市告示第609号	令和7年4月1日	30,101	41,527	71,628	全域
小計					221,235	389,966	611,201	
愛媛	(C)	松山市	松山市告示第366号	令和6年10月1日	20,136	22,706	42,842	全域
	小計				20,136	22,706	42,842	
高知	(A)	高知県	高知県告示第249号	令和7年4月1日	46,929	632,084	679,012	全域
	(C)	高知市	高知市告示第60号	令和7年4月1日	17,144	13,756	30,900	全域
	小計				64,073	645,840	709,912	
福岡	(B)	北九州市	告示第120号	令和7年4月1日	38,293	10,957	49,250	全域
	小計				38,293	10,957	49,250	
熊本	(A)	熊本県	県告示第261号	令和7年4月1日	167,400	534,454	701,854	全域 (一部造成宅地防災区域を除く)
	(B)	熊本市	告示第184号	令和7年4月1日	33,500	5,500	39,000	全域
小計					200,900	539,954	740,854	
鹿児島	(C)	鹿児島市	告示第468号	令和7年4月1日	34,639	20,122	54,761	全域
	小計				34,639	20,122	54,761	
合計					5,575,779	6,208,003	11,783,782	
地方公共団体数		指定済数						
都道府県 (A)	47	18						
指定都市 (B)	20	12						
中核市 (C)	62	36						
合計	129	66						

【注意事項】

- 「小分類」は、(A)都道府県 ((B)～(C)を除く。)、(B)指定都市、(C)中核市を表す。
- 該当ない場合は、「告示番号」欄に「-」を記入すること。
- 「施行年月日」について、「指定年月日」と「規制を開始した年月日」が異なる場合、「規制を開始した年月日」を記入すること。
- 「区域指定市町村等」欄には、管内一円の場合は「全域」と、当該市町村等の全域ではない場合は「○○市の一部」等と記入すること。
- 1つの地方公共団体で複数の告示を行っている場合は、行を追加して記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和7年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定					備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① その他 (※備考に記載)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の 表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)
函館市		令和7年4月1日						⑦ 排水施設の管渠の勾配および断面積を決定する場合における計画流水量の算定に用いる数値
山形市	山形市規則第14号	令和7年4月1日	①					⑦ 排水施設の設計・施工に際しての流量計算についての規定 ⑦ 各種様式、省令7条1項12号及び2項10号の規則で定める書類、法21条1項による届出等の各手続きに関する添付書類、法21条1項、40条1項の規定による届出工事の標識の掲出等を定めた
福島県	福島県規則第44号	令和6年3月26日	①					① 盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないよう、小段の設置その他措置を規定
福島市	規則第40号	令和6年9月1日	①			⑤	⑥	⑦ ① 政令第8条の規定による擁壁等に代わる措置、政令第16条1項3号に係る技術的基準を規定 ⑤⑥ 標高の差の値を50cmに緩和 ⑦ 省令第6条ただし書に基づき住民への周知方法を説明会開催によるものに限定する工事を規定。工事の段階に応じ工事状況の報告を求める段階報告を規定、適宜段階検査（現地確認）を行う。
いわき市	いわき市条例第36号	令和6年8月8日						⑦ 許可申請手数料を定めた
いわき市	いわき市規則第45号	令和6年8月8日						⑦ 許可申請及び届出に関する書式を定めた
栃木県	栃木県条例第40号	令和7年4月1日		②				② 特定盛土又は土石の堆積に関する規模を3000m ³ から500m ³ に引き下げ
高崎市	令和6年高崎市条例第60号	令和7年4月1日		②				② 特盛区域で許可が必要な規模を宅造区域と同一に規定
高崎市	令和6年高崎市規則第52号	令和7年4月1日	①			⑤	⑥	⑦ ① 法面の標準形状等及び擁壁等に代わる措置を規定 ⑤ 標高差の変更（30cmから1mへ） ⑥ 標高差の変更（30cmから1mへ） ⑦ 住民への周知方法の説明会開催の対象規模を追加
東京都	東京都条例第36号	規則で定める日 (令和6年7月31日)			③			⑦ ③ 中間検査を要する規模の引き下げ、特定工程の追加 ⑦ 監督処分の公表、盛土規制法調書の調製・閲覧を規定
東京都	東京都規則第81号	規則で定める日 (令和6年7月31日)	①					⑦ ① 法面の標準形状、任意設置擁壁の構造の制限等を規定 ⑦ 工事着手届、廃止届、定期報告の様式等

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和7年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定					備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			⑦ その他 (※備考に記載)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号①)	⑤ 盛土又は切土をした後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	④ 定期報告をする規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	③ 中間検査をする規模の引下げについて規定 ③ 特定工程の追加について規定 ⑦ 盛土規制法調査の調製・保管について規定 ⑦ 監督処分の公表について規定	
八王子市	条例第51号	令和6年7月31日		③			⑦	③ 中間検査をする規模の引下げについて規定 ③ 特定工程の追加について規定 ⑦ 盛土規制法調査の調製・保管について規定 ⑦ 監督処分の公表について規定
八王子市	規則第44号	令和6年7月31日	①				⑦	① 地盤、擁壁、土石の堆積などに関する技術基準の強化・付加について規定 ⑦ 監督処分の公表事項について規定
神奈川県	神奈川県条例 第71号	令和7年4月1日		②				② 宅地造成等工事規制区域の規制対象規模を特定盛土等規制区域と同規模に強化。
神奈川県	神奈川県規則 第3号	令和7年4月1日	①			⑤	⑥	⑦ ① 盛土または切土をした後の地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加等 ⑤ ⑥ 標高差 1 mを超えない範囲内で知事が別に定める。 ⑦ 工事施工状況を把握するために必要な手続きの追加 (工事着手の届出、工事廃止の届出、実施状況報告書の提出)。 許可申請書への添付書類の追加。
横浜市	横浜市規則第 8号	令和7年4月1日	①			⑤		① 法面の小段の設置、崖面崩壊防止施設等の設置条件、許可申請区域内の任意設置擁壁の構造、許可申請区域内の既存擁壁等の構造、土石の堆積に係る構造物等の設置条件、土石の流出を防止する措置、堆積する土石の勾配及び土砂災害特別警戒区域への土石の堆積の制限を規定 ⑤ 農地において行う高さ 1 メートル以下の盛土について規定
横浜市	・横浜市条例 第48号 ・横浜市規則 第10号	令和7年4月1日					⑦	⑦ 住民への周知の方法を規定
相模原市	相模原市条例 第59号	令和7年4月1日		②	③	④		② 政令第23条第5号の土地の面積の規模を500m ² 超と規定 ③ 基盤排水層の設置等を中間検査に追加 ④ 土質定数、締固め度を報告事項に付加 ⑦ 住民への周知方法に戸別訪問を追加 ⑦ 500m ² 超の土地において宅地造成等を行う場合に説明会の開催を規定
相模原市	相模原市規則 第3号	令和7年4月1日	①			⑤		① 地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加を規定 ⑤ 平地での標高差を 1 m に規定
横須賀市	横須賀市公示 第43号	令和7年4月1日	①					① 擁壁等に係る技術的基準を追加

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和7年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定					備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① その他 (※備考に記載)	② 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号①)	③ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	
山梨県	山梨県規則第7号	令和7年4月1日	①			⑤	⑥	⑦
甲府市	甲府市告示第166号	令和7年4月1日	①			⑤	⑥	⑦
岐阜県	岐阜県規則第19号	令和7年3月31日	①					
豊橋市	豊橋市告示第389号	令和7年1月1日						⑦
豊田市	条例第72号	令和5年12月28日		②				
大津市	令和6年条例第65号	令和7年4月1日			③	④		
京都市	京都市規則第2号	令和6年4月8日	①					⑦
大阪府		令和6年4月1日	①					
豊中市		令和6年4月1日	①					
高槻市	令和6年高槻市規則30号	令和6年4月1日	①					

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和7年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定							備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① その他 (※備考に記載)	② 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号①)	③ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	⑥ ① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	⑦ 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	
枚方市	枚方市規則第17号	令和6年4月1日	①							⑦ ①擁壁等に代わる措置を規定 ⑦「届出工事の変更の届出」を規定 ⑦住民への周知方法に面による説明を追加
兵庫県		令和7年4月1日	①							①擁壁の設置に代わる措置を規定
神戸市	神戸市規則第90号	令和6年4月1日								⑦ 申請、届出に伴う各種様式の追加
鳥取県		令和6年1月1日	①	②	③	④	⑤	⑥		①土砂を処分するための盛土をする場合の盛土勾配 (27度以下) 及び盛土が5mを超える場合等の小段について規定 ②③④政令に規定する規模「3,000m ³ 」を「2,000m ³ 」に引き下げ ④報告事項として「土砂を搬入させた者の氏名及び住所」、「搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地」等を追加 ⑤⑥値を1mと規定
鳥取市	鳥取市条例第31号	令和5年12月22日	①	②	③	④	⑤	⑥		①土砂処分のための盛土に対して地表面角度の制限を規定。一定規模盛土に対する小段設置措置を規定。 ②盛土等の規模変更 (面積3,000m ² から2,000m ² へ) ③盛土等の規模変更 (面積3,000m ² から2,000m ² へ) ④盛土等の規模変更 (面積3,000m ² から2,000m ² へ) ⑤標高差の変更 (30cmから1mへ) ⑥標高差の変更 (30cmから1mへ)
岡山県	令和7年岡山県規則第4号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
岡山市	岡山市告示273号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
倉敷市	倉敷市告示第151号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
広島県	広島県規則第五十八号	令和5年9月28日		②		④				②許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模は、法第12条で規定する許可を要する規模と同様とした。 ④定期報告の期間は、工事の期間が3月末満のものに限り、四十五日とする。
広島市	広島市規則第58号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
広島市	広島市条例第52号	令和7年4月1日		②						②特定盛土等の規模を規定 ②土石の堆積の規模を規定

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和7年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定					備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① その他 (※備考に記載)	② 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号〇)	③ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	
吳市	吳市規則第8号	令和6年3月19日	①					①雨水又は合流に係る排水施設の断面積の決定時における割増率を追加
吳市	吳市条例第51号	令和5年12月22日		②	④			②特定盛土及び土石の堆積の規模に付加規定 ④三月末満の工事に係る定期報告の期間の追加
福山市	福山市告示第240号	令和6年4月1日	①	②	④			①1時間の降雨量、流出係数、割増率の強化 ②特定盛土等規制区域についても宅地造成等工事規制区域と同等の規制に強化 ④定期報告を求める期間を3か月末満のものに限り、45日に強化
下関市	下関市規則第47号	令和7年4月1日				⑤	⑥	⑤「宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2メートル以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が50センチメートルを超えない盛土又は切土をするもの」とした。 ⑥「令第4条第2号の土石の堆積であって、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が50センチメートルを超えないもの」とした。
松山市	令和6年松山市規則第84号	令和6年10月1日					⑦	⑦申請、届出に伴う各種様式の追加 ⑦排水施設の管渠の断面積について、降雨量及び流出係数を規定
高知市	高知市規則第60号	令和7年4月1日				⑤	⑥	⑤⑥50センチメートルと規定
北九州市	告示第120号	令和7年4月1日	①			⑤	⑥	①擁壁等に代わる措置を規定 ⑤標高差の値を50cmと規定 ⑥標高差の値を50cmと規定
鹿児島市	告示第468号	令和7年4月1日	①			⑤	⑥	①擁壁等に代わる措置、技術的基準の強化を規定 ⑤ 50cmに規定 ⑥ 50cmに規定

【注意事項】

- 付加規定を条例又は規則により規定している場合に記入すること。
- 該当ない場合は、「告示番号」欄に「-」を記入すること。
- 「地方公共団体名」には、都道府県・指定都市・中核市の名称を記入すること。
- 1つの地方公共団体で複数の告示を行っている場合は、行を追加して記入すること。
- その他の強化、付加等規定がある場合には「○」を記載するとともに、備考欄に内容を記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和7年4月1日現在

都道府県名	移譲市町村名	移譲年月日	移譲した事務の内容												備 考		
			(※備考に記載)	③ その他 (特盛区域届出)	② 不法・危険盛土等 パトロール	⑪ 法第27条 (特盛区域届出)	⑩ 法第25条、第44条 (立入検査)	⑨ 法第24条、第43条 (報告徵取)	⑧ 法第23条、第42条 (改善命令)	⑦ 法第22条、第41条 (勧告)	⑥ 法第21条、第40条 (届出)	⑤ 法第19条、第38条 (定期報告)	④ 法第18条、第37条 (中間検査)	③ 法第17条、第36条 (完了検査等)	② 法第15条、第34条 (許可の特例)	① 法第12条、第30条 (許可)	
北海道	北広島市	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
茨城県	日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東海村、境町	令和7年4月1日													○	※法第15条第2項、法第34条第2項に該当する宅地造成等工事に係る事務	
茨城県	全市町村	令和7年4月1日													○	○	※許可申請窓口業務
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	令和7年4月1日													○	※許可申請・届出受付事務	
栃木県	足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、下野市	令和7年4月1日			○	○※				○					○	○	※全てみなし許可工事関係に限る ※⑤受付事務のみ ※⑪法第20条第2,3,4項及び第39条第2,3,4項
東京都	23区及び町田市	規則で定める日 (令和6年7月31日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※法第20条監督処分（略式代執行、行政代執行は除く）等ほぼ全ての事務を移譲 ⑪ ・省令第八十八条の規定による証明書関連事務 ・東京都条例の規定による特定工程関連事務 ・東京都条例の規定による盛土規制法調査書関連事務

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和7年4月1日現在

都道府県名	移譲市町村名	移譲年月日	移譲した事務の内容												備 考	
			① 法第12条第30条 (許可)	② 法第12条第34条 (許可の特例)	③ 法第15条第36条 (完了検査等)	④ 法第17条第37条 (中間検査)	⑤ 法第19条第38条 (定期報告)	⑥ 法第21条第40条 (届出)	⑦ 法第21条第41条 (勧告)	⑧ 法第23条第42条 (改善命令)	⑨ 法第24条第44条 (立入検査)	⑩ 法第25条第44条 (報告徵取)	⑪ 法第27条 (特盛区域届出)	⑫ 不法・危険盛土等 パトロール	⑬ その他 (※備考に記載)	
神奈川県	鎌倉市	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※法第12条第1項の事務は、土石の堆積に係る事務は除く	
	藤沢市、小田原市	令和7年4月1日				○	○								※法第15条第2項のみなし許可にあたる工事に限る。	
	茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	令和7年4月1日												○	※申請書等の受理及び県への送付	
石川県	七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市	令和7年1月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※許可申請窓口業務	
山梨県	なし	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	書類の受理 (許可書、届出書、工事着手届、変更届、工事休止届、完了届)
岐阜県	大垣市、高山市、多治見市、各務原市、可児市	令和7年4月1日				○	○				○	○				※法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る
滋賀県	近江八幡市 (平地部)	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		(⑦⑧⑨)許可等した盛土のみで、既存盛土は除く
滋賀県	近江八幡市 (平地部以外)	令和7年4月1日				○※	○※		○※	○※	○※	○※	○※			※みなし許可対象のみ
滋賀県	長浜市	令和7年4月1日				○※	○※					○※				※みなし許可対象のみ
滋賀県	米原市	令和7年4月1日				○※	○※					○※				※みなし許可対象のみ
大阪府	茨木市、箕面市、和泉市	令和7年4月1日	○※ 1	○※ 1	○※ 1	○※ 2	○※ 2	○※ 2	○※ 2	○※ 2	○※ 2	○※ 1	○※ 5		※ 1 市街化区域内に限る ※ 2 ※ 1 及び②各 2 項に係るもの ※ 5 旧宅造法の経過措置事務	
大阪府	岸和田市、貝塚市	令和7年4月1日				○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※5		※ 3 ②各 2 項に係るもの ※ 5 旧宅造法の経過措置事務
大阪府	松原市、藤井寺市、泉佐野市	令和7年4月1日				○※ 4	○※ 4	○※ 4	○※ 4	○※ 4	○※ 4	○※ 4	○※ 5		※ 4 ②各 2 項に係るもの (市街化区域内に限る) ※ 5 旧宅造法の経過措置事務	

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和7年4月1日現在

都道府県名	移譲市町村名	移譲年月日	移譲した事務の内容												備 考	
			① 法第12条 第30条 (許可)	② 法第15条 第34条 (許可の特例)	③ 法第17条 第36条 (完了検査等)	④ 法第18条 第37条 (中間検査)	⑤ 法第19条 第38条 (定期報告)	⑥ 法第21条 第40条 (届出)	⑦ 法第21条 第41条 (勧告)	⑧ 法第23条 第42条 (改善命令)	⑨ 法第24条 第43条 (立入検査)	⑩ 法第25条 第44条 (報告徵取)	⑪ 法第27条 (特盛区域の届出)	⑫ 不法・危険盛土等 パトロール	⑬ その他 (※備考に記載)	
兵庫県	加古川市、 宝塚市、川西市、 三田市	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	指定都市、 中核市、 加古川市、 宝塚市、川西市、 三田市以外の 各市町	令和7年4月1日												○	※知事に提出される書類の受理 に関する事務	
岡山県	玉野市 笠岡市	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※適合証明事務 ※既存盛土等の安全性把握調 査に関する事務	
岡山県	各市町村 (岡山市、倉敷 市、玉野市及び笠 岡市を除く23市町 村)	令和7年4月1日												○	※許可・届出等窓口業務	
広島県	府中市、庄原市、 江田島市、 府中町、海田町、 安芸太田町、 北広島町、 大崎上島町、 世羅町	令和5年9月28日												○	窓口事務	
	竹原市、三次市、 尾道市、三次市、 大竹市、 東広島市、 廿日市市、 安芸高田市、 熊野町、坂町、 神石高原町	令和5年9月28日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	窓口事務及び1ha未満の許可 等事務
山口県	宇部市、山口市、 萩市、防府市、 岩国市、周南市、 光市、長門市、 柳井市、 山陽小野田市、 阿武町	令和7年4月1日				○	○									
熊本県	全44市町村	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		※許可申請窓口業務

【注意事項】

- 1 都道府県知事の事務処理を移譲している場合に、都道府県のみ記入すること。（指定都市、中核市は回答不要。）
- 2 該当ない場合は、「移譲市町村名」欄に「-」を記入すること。
- 3 移譲した事務の内容に該当する項目がある場合に「○」を記入すること。
- 4 「不法・危険盛土等パトロール」の欄には、法に基づくものではないものの、市町村等への移譲又は協力体制構築している場合に「○」を記入すること。
- 5 その他の移譲項目がある場合には「○」を記載するとともに、備考欄に内容を記入すること。